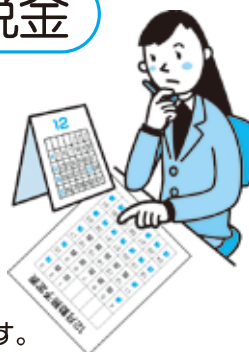


パートタイマーと税金

Q

パートタイマーで働こうと思うのですが、パートの収入にかかる税金のしくみは、どのようになっているのでしょうか。



A

パートタイマーの収入にも税金がかかります。

現在の税法では、パートタイマーによって得た収入は通常の場合、給与所得（内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得または雑所得）となります。たとえば、1年間の収入金額から給与所得控除額を差し引いた所得金額が一定の金額を超えると、所得税や住民税がかかります。そして、夫婦の一方（会社員など）の所得にかかる所得税や住民税の配偶者控除も認められなくなります。

さらに、夫婦の一方の勤める会社から支給される家族手当や扶養手当なども認められなくなるケースも考えられます。

パートタイマー本人にかかる税金（表1参照）

所得税

給与所得の場合、年間の収入金額から給与所得控除額（最低65万円）を差し引いた残額が、基礎控除額（38万円）以下ですと所得税はかかりません。つまり、パートの年収が103万円以下であれば所得税はかからないこととなります。

住民税

住民税には、所得金額に応じて税額が異なる「所得割」と、所得が一定額を超えた場合に一律の税額で課税される「均等割」の2つがあります。

所得割

年収から給与所得控除額（最低65万円）を差し引いた残額が、非課税限度額（35万円）以下ですとかかりません。つまり、年収が100万円以下ですと住民税の所得割はかからないこととなります。

均等割

住民税の均等割は非課税限度額（35万円）を超えた場合、課税対象となります。

夫婦の一方の所得にかかる配偶者の控除

配偶者控除

配偶者の給与収入が103万円以下であれば、夫婦の一方の所得にかかる配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）が受けられます。

配偶者特別控除

夫婦の一方の所得が1,000万円（給与収入で約1,231万円）以下の場合が該当し、配偶者のパート収入などに応じて異なります。

パート収入課税早見表

（表1）

パート収入	所得税	住民税	夫婦の一方の所得から	
			配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下 (所得35万円以下)	かからない	かからない	受けられる	受けられない
100万円超(所得35万円超)～ 103万円以下(所得38万円以下)	かからない	かかる	受けられる	受けられない
103万円超(所得38万円超)～ 141万円未満(所得76万円未満)	かかる	かかる	受けられない	受けられる
141万円以上 (所得76万円以上)	かかる	かかる	受けられない	受けられない

注) この内容については平成27年分所得税及び平成28年度住民税課税に対するものです。

- ※ 所得税法及び地方税法等の改正により内容の一部変更が生じる場合もあります。
- ※ 詳しいことについては、**税務署**（個人課税部門所得税担当）及び**市役所市民税課**へお問い合わせください。